

「道路構造令の一部を改正する政令」の概要等について

国において、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道部分として「自転車通行帯」に関する規定を道路構造令上に新たに規定する等の改正を行う「道路構造令の一部を改正する政令」が平成31年4月25日から施行され、また、京都府においても令和元年12月19日に「道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例」が改正されております。

これを受け、本市においても「道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例」を改正し、自転車通行帯に関する規定を新たに設けるため、道路構造令の改正の概要並びに本市条例における改正の考え方についてご報告いたします。

1. 背景

自転車の通行空間の確保に関しましては、自転車道に必要な幅員(2メートル以上)を確保できない等により、整備が進んでいない状況が生じています。

一方、近年では道路交通法に基づく普通自転車専用通行帯(幅員1.5メートル以上)の設置が進んでおり、自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安全感の低減等の効果が確認されています。

このため、今回、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道部分として「自転車通行帯」に関する規定を設けることにより、新たに整備する道路における「自転車通行帯」の設置の推進を図るため、道路構造令の一部が改正されたものです。

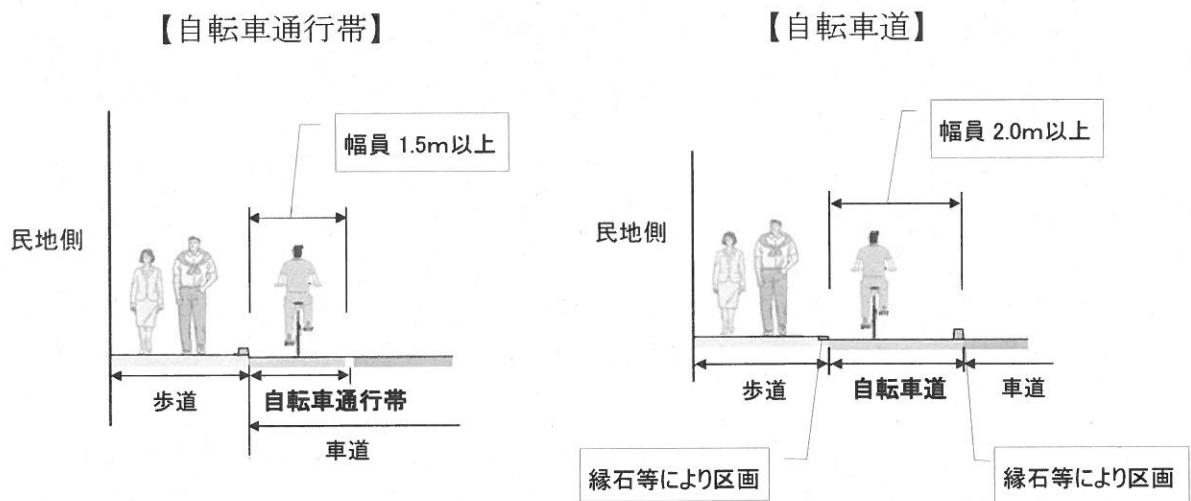
2. 「道路構造令の一部を改正する政令」の概要

1) 自転車通行帯の新設

- ・「自転車通行帯」を新たに規定し、「自転車通行帯」の設置要件を規定。
- ・幅員は、1.5メートル以上（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては1メートル以上）

2) 自転車道の設置要件

- ・自転車道の設置要件として、「設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」を追加。



3. 宇治市条例の改正の考え方について

- 1) 道路構造令及び京都府条例等を参照し、「道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例」を改正。
- 2) 条例の改正案は3月議会議案として提出する予定です。